

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目 4 番 3

(名 称) 新日本建設株式会社 (法人番号 2040001003186)

上記被審人に対する平成 27 年度 (判) 第 41 号金融商品取引法 (以下「法」という。) 違反審判事件について、法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1 8 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 2 8 年 6 月 1 5 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 2 8 年 4 月 1 4 日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定業者が行った過大な鑑定評価結果に基づき、たな卸資産（販売用不動産）を過大に計上するなどした。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成23年 6月29日	第47期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成22年4月1日～平成23年3月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が22,590百万円であるところを28,884百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等
2	平成23年 8月9日	第48期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成23年4月1日～平成23年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が22,563百万円であるところを28,857百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等
3	平成23年 11月11日	第48期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成23年7月1日～平成23年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が23,246百万円であるところを29,540百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等
4	平成24年 2月10日	第48期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成23年10月1日～平成23年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が23,449百万円であるところを29,743百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等
5	平成24年 6月28日	第48期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成23年4月1日～平成24年3月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が23,770百万円であるところを29,959百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等
6	平成24年 8月10日	第49期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成24年4月1日～平成24年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が23,566百万円であるところを29,755百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等

7	平成24年 11月14日	第49期事業年 度第2四半期 連結会計期間 に係る四半期 報告書	平成24年7月1 日～平成24年 9月30日の第2 四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額 が23,774百万 円であるところ を29,962百万 円と記載	・販売用不動 産の過大計上 等
8	平成25年 2月12日	第49期事業年 度第3四半期 連結会計期間 に係る四半期 報告書	平成24年10月 1日～平成24 年12月31日の 第3四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額 が23,651百万 円であるところ を29,839百万 円と記載	・販売用不動 産の過大計上 等

(注)金額は百万円未満切捨てである。

(別紙2)

## 2 法令の適用

別紙1の事実の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号2、同3及び同4

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号5

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号2、同3、同4及び同5は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号6、同7及び同8

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号6、同7及び同8は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

(別紙3)

### 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の事実の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項の規定により、当該法人の第47期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (814,916円)

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

番号2、同3、同4及び同5

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、当該法人の第48期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第48期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第48期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第48期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第48期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第48期第1四半期報告書	921,442円
第48期第2四半期報告書	820,281円
第48期第3四半期報告書	731,077円
第48期有価証券報告書	841,040円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第48期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第48期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第48期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第48期有価証券報告書については、6,000,000円となるが、第48期第1四半期報告書、第48期第2四半期報告書、第48期第3四半期報告書及び第48期有価証券報告書が、いずれも第48期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第48期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{ 円}$$

第48期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{ 円}$$

第48期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{ 円}$$

第48期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

#### 番号6、同7及び同8

法第172条の4第2項の規定により、当該法人の第49期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第49期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第49期第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第49期第3四半期報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第49期第1四半期報告書	719,470円
第49期第2四半期報告書	676,136円
第49期第3四半期報告書	704,476円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第49期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第49期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第49期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となるが、第49期第1四半期報告書、第49期第2四半期報告書及び第49期第3四半期報告書が、いずれも第49期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第49期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{円}$$

第49期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{円}$$

第49期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{円}$$

となる。